

知財法務の勘所Q & A（第55回）

欧州委員会による技術開発カルテル認定の衝撃

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

弁護士 北村 健一

監修 弁護士 矢上 浄子

弁護士 清水 亘

Q1 本件の概要を教えてください。

A1 本件は、欧州委員会が、2021年7月、ドイツの自動車メーカーである、ダイムラー、BMW、フォルクスワーゲン（VW）（同グループ内のアウディ、ポルシェ含む。）による、排出ガス浄化装置の開発におけるカルテルを認定した事件です。結果として、VWグループには5億236万ユーロ、BMWには3億7,283万ユーロという多額の制裁金が課されました。

欧州委員会は、2021年7月、ダイムラー、BMW、VW（同グループ内のアウディ、ポルシェ含む。）による、排出ガス浄化装置の開発におけるカルテルを認定し、VWグループには5億236万ユーロ、BMWには3億7,283万ユーロの制裁金が課されました¹。

これらの自動車メーカーは、ディーゼルエンジンの排出ガスに含まれる有害な窒素酸化物を削減する「SCRシステム」の開発において、2009年6月から2014年10月までの間、排出ガスに注入する尿素水のタンクの容量及びその補充の間隔について合意し、また消費される尿素量の平均値などに関し機微情報を交換していたとされています。

欧州委員会は、メーカー各社が、法令上の窒素酸化物の排出基準値よりも優れた浄化性能の開発が技術的には可能だったにもかかわらず、上記の合意によって競争が制限されたとして、同行為がEU機能条約第101条1項(b)及びEEA協定第53条1項(b)に違反すると判断しました。

なお、ダイムラーとVWグループは、欧州委員会に対し情報提供することと引き換えに制裁金の減免を受けることができるリニエンシーを申請し、最初に通報したダイムラーは制裁金の全額、調査に協力したVWグループは制裁金の45%をそれぞれ免除されました。また、メーカー各社がカルテルへの参加及び違反行為を認めたことによって、それぞれ10%の減額が適用され、最終的にVWグループには5億236万ユーロ、BMWには3億7,283万ユーロの制裁金がそれぞれ課されることとなりました。

現在、韓国及び中国においても、この件について、カルテルの有無に関する調査が行われているとのことです。

¹ https://ec.europa.eu/competition/elojade/isef/case_details.cfm?proc_code=1_AT_40178

Q2 EU機能条約第101条、EEA協定第53条について教えてください。

A2 EU機能条約第101条、EEA協定第53条は、いずれもその第1項において、①目的又は効果が域内市場における競争を阻害、制限又は歪曲する事業者間の、あらゆる協定、事業者団体による決定及び協調行為であって、②加盟国間の通商に影響を及ぼすおそれがあるものを禁止しています。また、いずれもその第3項では、一定の要件を充足する行為について、第1項の適用を免除しています。

1 EU機能条約第101条、EEA協定第53条について

EU機能条約第101条、EEA協定第53条の規定の概要は、以下のとおりです²。

- (1) 以下の行為は、域内市場に適合しないものとして禁止される。事業者間のあらゆる協定、事業者団体による決定及び協調行為であって、加盟国間の通商に影響を与えるとともに、その目的又は効果が域内市場における競争を阻害、制限又は歪曲するおそれのあるもの。特に以下のようなもの。
 - (a) 直接又は間接に購入又は販売価格その他の取引条件を決定すること
 - (b) 生産、出荷、技術開発又は投資を制限又は管理すること
 - (c) 市場又は供給源を分割すること
 - (d) 他の取引相手との間で、同等の取引に異なる条件を適用し、もって、当該取引の相手方を競争上不利な立場に置くこと
 - (e) 取引の相手方による契約の締結を、その性質又は商業上の用途に照らして当該契約の目的と関係のない付加的な義務を受け入れることに係らしめること
- (2) 本条により禁止される協定及び決定は、当然に無効とされる。
- (3) 以下の場合には、第1項の適用がない旨を宣言することができる。すなわち、いかなる事業者間の協定又は一定の類型の協調行為であれ、商品の生産又は流通の改善又は技術若しくは経済的進歩に資するとともに、その結果もたらされる利益が消費者に公正に分配され、かつ、以下に該当しないもの。
 - (a) 関係する事業者当該行為の目的を達成する上で必要不可欠な範囲を超えた制限を課すこと
 - (b) 当該行為の対象となる商品の相当部分における競争を排除する可能性を関係する事業者にもたらすこと

2 「協定 (agreements)」、「決定 (decisions)」、「協調行為 (concerted practices)」について

- (1) 「協定 (agreements)」とは、独立した2以上の事業者が、市場において特定の共通の行動をとること又はとらないことにつき共通の意思を形成することによって、各事業者の商業活動を制限し又は制限し得る共通の目的を支持する行為を指します³。なお、「協定」は、書面によることを要しません。

2 笠原宏『EU競争法』31頁（信山社、2016）

3 Judgment of the General Court of 16 June 2015, FSL and Others v Commission, T-655/11, ECLI:EU:T:2015:383, paragraph 441, https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=C_ELEX:62011TJ0655&from=EN (2021.12.15)

「決定（decisions）」とは、「協定」の一つの手段であり、団体の定款・規則、運営機関による実施決定、職業団体の倫理規範、又は単なる勧告であっても、「決定」と認定される可能性があります⁴。

「協調行為（concerted practices）」とは、事業活動を調整して競争を回避しようとする事業者が、「協定」と認定されるには至らないものの、それと知りながら競争によるリスクを実質的な事業者間の協力に置き換える行動を指します⁵。「協定」とは別に「協調行為」という概念を設けることによって、事業者が、「協定」とは認定できない手段を用いて、EU機能条約第101条及びEEA協定第53条の適用を逃れることを防止しています⁶。

- (2) 本件において、欧州委員会は、会議の議事録、メールその他資料に基づいて、メーカー各社が法令上の窒素酸化物の排出基準値よりも優れた「SCRシステム」の開発が技術的には可能であると認識していたにもかかわらず、尿素水タンクの容量を8～10リットルに制限し、その補充の間隔を約10,000kmとすることを合意し、また、消費される尿素量の平均値などに関して、機微情報を交換していたことを認定しました。そのうえで、欧州委員会は、これらの行為がEU機能条約第101条1項及びEEA協定第53条1項上の「協定」又は「協調行為」に該当すると判断しました⁷。

3 「目的又は効果が域内市場における競争を阻害、制限又は歪曲する」ことについて

- (1) EU機能条約第101条及びEEA協定第53条は、競争の制限等を「目的又は効果とする」カルテルを禁止しているところ、目的又は効果のいずれかがあれば要件を充足するとされています。すなわち、「目的」において域内市場における競争を阻害、制限又は歪曲するおそれがあると認定された場合には、「効果」を評価の対象とする必要はありません⁸。

「目的において競争を制限する」行為であるか否かを判断する際には、①行為の内容、②目的、③市場における法的・経済的文脈等が考慮されます⁹。各当事者の意図は要件ではないものの、これを加味して判断される場合もあります¹⁰。

4 ルイ・ヴォージェル著（小梁吉章訳）『欧州競争法』70頁（信山社、2012）

5 Judgment of the Court of Justice of 14 July 1972, ICI v Commission, C-48/69, ECLI:EU:C:1972:70, paragraph 64, <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:61969CJ0048&from=EN> (2021.12.15)

6 ヴォージェル・前掲注4）72頁

7 Commission Decision of 8 July 2021, relating to a proceeding under Article 101 of the Treaty on the Functioning of the European Union and Article 53 of the EEA Agreement (AT.40178 - Car Emissions) Brussels (8.7.2021 C (2021) 4955 final), paragraphs 96-110, https://ec.europa.eu/competition/antitrust/cases1/202146/AT_40178_8022289_3048_5.pdf (2021.12.15)

8 Judgment of the Court of Justice of 20 January 2016, Toshiba Corporation v Commission, C-373/14 P, ECLI:EU:C:2016:26, paragraph 25, <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:62014CJ0373&from=en> (2021.12.15)

9 European Commission “COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT-Guidance on restrictions of competition “by object” for the purpose of defining which agreements may benefit from the De Minimis Notice” (Brussels, 25.6.2014 SWD (2014) 198 final) page 3, https://ec.europa.eu/competition/antitrust/legislation/de_minimis_notice_annex.pdf, (2021.12.15)

10 Judgment of the Court of Justice of 19 March 2015, Dole Food and Dole Fresh Fruit Europe v Commission, C-286/13 P, ECLI:EU:C:2015:184, paragraph 118, <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:62013CJ0286&from=GA>, (2021.12.15)

- (2) 本件において、欧州委員会は、まず、①メーカー各社による尿素水タンクの容量及びその補充の間隔、並びに法令上の基準を超える窒素酸化物の削減についての「協定」又は「協調行為」が、その性質上、競争を制限するものであると認定しました。また、②当該「協定」又は「協調行為」の「目的」が、欧州経済領域（EEA）内のディーゼル乗用車について、「SCRシステム」による窒素酸化物の削減に関する技術開発を制限するものであったと判断しました。そして、③法令上の窒素酸化物の排出基準値よりも優れた「SCRシステム」の開発が可能であったこと等を認定しました。そのうえで、当該「協定」又は「協調行為」は、「目的において競争を制限する」行為であると判断しました。

欧州委員会は、補足として、メーカー各社が統一的な尿素水タンクの容量及びその補充の間隔に従った「SCRシステム」を実際に導入してはいないので、上記「協定」又は「協調行為」の「効果」が域内市場における競争を制限するものであったとは認定できないものの、上記のとおり「目的」が域内市場における競争を阻害、制限又は歪曲するおそれのあるものである以上、「効果」を考慮する必要はないと結論付けています¹¹。

4 「一つの継続的な侵害行為（Single and Continuous Infringement）」について

- (1) 個別の行為がそれぞれカルテルと認定される場合であっても、共通の目的を持った一連の行為が競争を制限する又はそのおそれがあるときには、一連の行為が全体としての一つの行為を構成するとして、EU機能条約第101条及びEEA協定第53条を適用することができるとされています¹²。これを「一つの継続的な侵害行為（Single and Continuous Infringement）」といいます。違反行為期間を個別の行為ごとに判断するか、全体としての行為として判断するかによって、制裁金の額が大きく異なり、また、終期が異なることによって、除斥期間にも影響が生じます¹³。裁判例によれば、一連の「協定」や「協調行為」が「一つの継続的な侵害行為」であると認められるためには、①個別の「協定」や「協調行為」が共通の目的を追求する全体的な計画を有していること、②個別の「協定」や「協調行為」に参加する各事業者が、自らの行為によって全参加者の共通の目的に貢献する意図を有していること、及び③個別の「協定」や「協調行為」に参加している各事業者が、他の参加者が同一の目的を追求して行う違反行為を認識しているか、当該行為が行われるであろうことを合理的に予見し、そのリスクを取る用意があることが要件とされています¹⁴。
- (2) 本件において、欧州委員会は、まず、①メーカー各社による「協定」又は「協調行為」が、「SCRシステム」の開発競争を制限したこと、一連の行為の参加者が同じであったこと等をもって、これらメーカー各社が「SCRシステム」の開発競争の制限という共通の目的を追求する全体的な計画を有していたことを認定しました。また、②メーカー各社が「SCRシステム」に関連するあらゆる会議に積極的に参加していたこと、会議の準備や開催、会議結果の内部報告などを行っていたことをもって、これらのメーカー各社は、自らの行為によって、全参加者の上記目的に貢献する意図を有していたと判断しました。そして、③メーカー各社

11 Commission Decision of 8 July 2021 paragraphs 111-141

12 Judgment of the Court of Justice of 7 January 2004, Aalborg Portland and others v Commission, C-204/00 P, C-205/00 P, C-211/00 P, C-213/00 P, C-217/00 P and C-219/00 P, ECLI:EU:C:2004:6, paragraph 258. <https://curia.europa.eu/juris/showPdf.jsf?text=&docid=48825&pageIndex=0&doclang=EN&mode=lst&dir=&occ=first&part=1&cid=389141> (2021.12.15)

13 笠原・前掲注2) 41頁

14 笠原・前掲注2) 42頁

が他の参加者が同一の目的を追求して行う違反行為を認識しているか、当該行為が行われるであろうことを合理的に予見し、それによるリスクを取る用意があったと認めました。そのうえで、「SCRシステム」についてのメーカー各社による一連の「協定」又は「協調行為」は「一つの継続的な侵害行為」とであると認定しました¹⁵。

5 加盟国間の通商への影響について

- (1) 「加盟国間の通商に影響を与える」という要件は緩やかに解され、加盟国間の物・サービスの流通に影響を与え得るものであれば、加盟国間の通商に影響を与えるものとされています¹⁶。また、「協定」又は「協調行為」が、加盟国間の通商に明らかな影響を与えることまでは要求されておらず、影響を与えることが可能であることについての証拠があれば、この要件の充足が肯定されます¹⁷。
- (2) 本件において、欧州委員会は、メーカー各社が、ディーゼル乗用車をドイツ及びその他の加盟国で製造し、EEA全域で販売していること、EEAで販売されている全てのディーゼル乗用車にEUの排出規制が適用されること等を理由に、上記「協定」又は「協調行為」は加盟国の取引へ影響を与えるものであると認定しました¹⁸。

6 EU機能条約第101条3項及びEEA協定第53条3項（適用除外規定）について

- (1) EU機能条約第101条3項及びEEA協定第53条3項に基づく適用免除が認められるためには、以下の①～④の要件を全て満たす必要があります。
 - ① 商品の生産又は流通の改善又は技術若しくは経済的進歩に資すること
 - ② 上記①の結果もたらされる利益が消費者に公正に分配されること
 - ③ 関係する事業者に課す制限が、行為の目的を達成するうえで必要不可欠な範囲であること
 - ④ 行為によって競争を排除する可能性がないこと
- (2) 本件において、欧州委員会は、尿素水タンクの容量及びその補充の間隔についての合意の形成、並びに消費される尿素量の平均値などに関する機微情報の交換は、顧客の利益に沿った「SCRシステム」の開発及びSCR技術に関する市場の構築に資するものではないとして（①の要件の不充足）、EU機能条約第101条3項及びEEA協定第53条3項の適用除外には該当しないと判断しました¹⁹。

Q3 本件を踏まえると、今後、事業者としてはどのような点に留意すればよいでしょうか。

A3 本件を契機として、今後、環境分野に限らず、技術開発に関するカルテルの摘発や事業者からのリニエンシーの申請が増える可能性があると思われます。他の事業者との

15 Commission Decision of 8 July 2021, paragraphs 142-166

16 越知保見『日米欧競争法大全』364頁（中央経済社、2020）

17 Judgment of the Court of Justice of 17 July 1997, Ferriere Nord v Commission, C-219/95 P, ECLI:EU:C:1997:375, paragraph 19, <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:61995CJ0219&from=en> (2021.12.15)

18 Commission Decision of 8 July 2021, paragraphs 167-173

19 Commission Decision of 8 July 2021, paragraphs 174-176

技術提携等のアレンジを行う場合には、競争法の観点から技術開発を阻む合意とみなされるおそれがないか否か、常に留意する必要があります。

1 本件の意義

本件は、価格操作や数量制限、市場分割といった取引制限行為ではなく、技術開発そのものについての共同行為のみでカルテルが認められた初めての事案です。

欧州委員会のベスタエアー上級副委員長（欧州デジタル化対応総括・競争政策担当）は、各事業者は、法令上の基準よりも優れた技術開発を制限してはならず、消費者の利益のために競争を続けるべきであると述べたうえで、本件のように技術開発分野での競争制限行為については、引き続き、毅然とした対応を取る旨を宣言しています²⁰。

2 環境問題との関係

- (1) 上記のベスタエアー氏は、さらに、欧州グリーンディールの目的を達成するためには競争及びイノベーションが不可欠であり、競争を制限し、イノベーションを阻害する行為は、このような目的を達成するための妨げになると述べたうえで、本件は、反競争的な行為に対する欧州委員会の決意の表われであるとコメントしています²¹。
- (2) また、オランダ消費者市場庁（ACM）は、2021年1月に発表した競争法ガイドラインの第二次草案において、持続可能性の分野における事業者間の協力の促進を図ることを目的として、EU機能条約違反とならない事業者間の協力及びEU機能条約第101条3項の適用除外規定に該当する事業者間の協力についての考え方を示しています²²。
- (3) 他方で、欧州労働組合連合（ETUC）は、持続可能性に係る目標達成のための共同行為の合法性を明確にするために、欧州委員会による水平的共同行為規制に係るガイドラインを改正すべきであると主張しています²³。
- (4) このように、各団体でアプローチは異なるものの、持続可能な社会の実現に向けた活動を推進するという大きな目的においては一致しているといえます。本件で問題となった「SCRシステム」も、排出ガスに含まれる有害な窒素酸化物を削減するという環境分野の持続可能性に関係する技術です。グリーンエコノミーへの転換が進む中で、本件は、その象徴的な事案であるといえるでしょう。

20 European Commission “Statement by Executive Vice-President Vestager on the Commission decision to fine car manufacturers €875 million for restricting competition in emission cleaning for new diesel passenger cars,” European Commission, 8 Jul, 2021, https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/statement_21_3583 (2021.12.15)

21 European Commission “Statement by Executive Vice-President Vestager on the Commission decision to fine car manufacturers €875 million for restricting competition in emission cleaning for new diesel passenger cars” (2021.12.15)

22 Authority for Consumers & Markets “Guidelines- Sustainability Agreements – Opportunities within competition law,” 26 Jan, 2021, <https://www.acm.nl/sites/default/files/documents/second-draft-version-guidelines-on-sustainability-agreements-oppurtunities-within-competition-law.pdf> (2021.12.15)

23 ETUC “ETUC Resolution for a More Sustainable and Inclusive Competition Policy” 22-23 Mar, 2021, <https://content.mlex.com/#/content/1304796> (2021.12.15)

3 制裁金及びリニエンシーについて

本件では、リニエンシーを申請したダイムラーは制裁金を全額免除されましたが、VWグループには5億236万ユーロ、BMWには3億7,283万ユーロという非常に高額な制裁金が課されています。そのため、今後は、取引価格・数量に係る典型的なカルテル以外にも、例えば、第三者との技術提携等において特定の技術開発を相互に制限する合意を行っていた場合には、カルテルとしての摘発や多額の制裁金を回避するために、リニエンシーが誘発されることが予想されます。

4 まとめ

今回、EUにおいて技術開発に係る制限について初めてカルテルが認定されたことを受けて、今後は、全世界で、技術開発に関連してカルテルが問題とされるケースが増えることが想定されます。特に、環境分野に係る技術開発については、持続可能な社会の実現へ向けて、各国が各種施策を推進している状況にあることから、今後も各国当局の動きに注視する必要があります。

他方で、このような動きが着目されることにより、本来であれば競争促進的な事業者間の技術提携についてまで、過度に萎縮効果が働いてしまうことが懸念されます。そこで、事業者の予見可能性の確保という観点から、競争法ガイドライン等の改定・整備が早期に進むことが期待されます。事業者としても、今後競合他社との間で技術提携等を検討する場合には、競争制限にわたる内容となっていないか、より一層留意する必要があります。

以 上